

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.2. Vol.12

# 顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自筆証書遺言の作成サポート』『都内と地方にある財産の相続手続』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『遺産分割協議を行う場合の相続手続の必要書類は？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー  
行政書士 銚立 榮一朗  
(ほこだて えいいちろう)

事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー  
事務所代表者ブログを執筆中！  
刺激をシェアしよう！

## <ごあいさつ>

こんにちは、ほこだてです。

先日、地元上井草商店街の日帰りバス旅行に行ってきました。

午前中はアサヒビール茨城工場で生ビール3杯を試飲し、お昼に筑波山神社参拝→ケーブルカーで山頂往復→温泉で一息ついた後、午後は那珂湊の魚市場でお土産の買い物を楽しみました。

個人的に面白かったのは、一日の行動をTwitter (@hokodatesan) でリアルタイムにつぶやいたところ、プライベートの友人達が面白がって反応してくれたこと。

参加して下さった地元信用金庫の職員の方々、ありがとうございます！

## <サポート事例>

### 『自筆証書遺言の作成サポート』

今回は、2件のサポート事例をご紹介します。

まずは、前回の『顧客相談サポート通信 vol.11』でご紹介した兄弟間の土地売買手続をお手伝いさせていただいたお客様です。

昨年末、兄弟4人の共有名義だった土地を長男の単独名義にするための売買手続が無事終わった後のこと。ご長男様は、「もう土地は絶対に共有にたくない。自分に万が一のことがあったら、できる限り妻に多く相続させたいので、今から遺言書を作っておきたい。ところで、ほこだてさんは遺言書を作ってくれるの？」とお尋ねになりました。

そこで私が、「遺言書には大きく分けて2種類があります。一つはお客様が自分自身で書く自筆証書遺言、もう一つは公証役場の公証人が作成する公正証書遺言です。どちらの遺言も、当方で文案作成のお手伝いをさせていただきます」とご説明したところ、「遺言書は、ずっと弁護士に頼むものだと思っていた」とおっしゃられました。

自筆証書遺言と公正証書遺言のメリット、デメリットをご説明したところ、「家族にも遺言書の内容をすべてオープンにするから自筆証書遺言で大丈夫」とのことでした。

今年に入って正式にご依頼をいただき、早速文案を作成。あとはお客様が清書と押印を済ませれば、自筆証書遺言が完成します。

## ＜サポート事例＞

### 『都内と地方にある財産の相続手続』

2件目は、先日、お取引先の信用金庫様の営業店経由でご依頼をいただいた相続手続案件です。

お客様は、最近事業を廃業され、今は年金と不動産賃貸収入がある方で、この度奥様がお亡くなりになったため、自宅の土地・建物と地方にある土地の名義を変更したいとのご相談でした。

遺されたご資産と家族構成についてヒアリングしたところ、相続税はかからず、共同相続人であるお子さん達との間で分け方についても合意ができていたとのことでしたので、戸籍謄本や固定資産評価証明書等、相続登記に必要な書類の収集と遺産分割協議書の作成を当事務所で受託するこ

とになりました。

各種書類の取得用委任状をお預かりし、早速業務に着手。都内の役所への調査と、地方の役所への郵送での書類の取り寄せを済ませ、遺産分割協議書に調印。パートナー司法書士と連携し、登記申請までお手伝いさせていただきました。

何度か書類の受け渡しのためお客様のご自宅を訪問していたときのこと。業務の終盤にさしかかった頃、世間話の延長で「どうして信用金庫の職員様に相続手続についてご相談されたのですか？」と聞いてみました。すると、「知っている司法書士はいるけど、相続のことは金融機関が紹介してくれた人に頼もうと思ってね。込み入った話のことだしさ」とおっしゃられました。

## ＜相談業務引き出しメモ＞

### 『遺産分割協議を行う場合の相続手続の必要書類は？』

●被相続人（お亡くなりになった方）の必要書類  
 出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本等  住民票の除票（「本籍地」記載があるもの）  
 登記記録上の住所が最後の住所と一致しない場合には、戸籍の附票など住所の移転の経緯が分かる書面

●相続人の必要書類  
 戸籍謄本（被相続人が死亡した以後に作成されたもの）  印鑑証明書（遺産分割協議書に押印された印鑑の証明書）  不動産を相続される方の住民票の写し（「本籍地」の記載があるもの）

### ●その他資料

固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書（※）  登記済権利証（※）  不動産登記事項証明書（※）  公図（※）  金融資産関係の資料（通帳、株券、債券、投資信託、生命保険、ゴルフ会員権、借入金など）  その他の財産の資料（ゴルフ会員権、車検証など）  
 （※）は参考資料です。

### ●必要に応じて当事務所で作成する書類

遺産分割協議書  相続関係説明図（法務局で戸籍謄本等の還付を受けられます。）

もし営業店のお客様に相続手続でお困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

## ＜編集後記＞

昨年アカウントを取得して以来、使い方がよく分からずずっとほっておいていた Twitter。今年に入って友人達を使い始めたこともあって、最近また再開しました。Twitter の魅力は、何と言っても人と人をつなげるツールであること。特に地域コミュニティにおいては、ネット上のつながりからリアルのつながりに発展することもしばしば。ぜひフォローをお願いします！ → @hokodatesan

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
 契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽にご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

**行政書士 ほこだて法務事務所**

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子  
 『間違いない遺言書の書き方 5つのチェックポイント』  
 無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> ☞ ほこだて法務事務所 検索